

新生児子育て世帯への緊急支援給付金

【申請に際しての注意事項】

- ・申請者となる方は、申請者及び対象児童が神戸市に在住しており、要件をすべて満たす方です。
- ・給付金は対象児童一人につき一度しか支給できません。
- ・審査に関するお知らせ(不備等を含む)はメールで届きます。必ず e-KOBE からのメールを確認してください。
- ・申請締切日(令和 5 年 4 月 1 5 日) に不備が解消されない場合、給付金を支給することはできません。

【誓約・同意事項】

- ・「新生児子育て世帯への緊急支援給付金」(以下、「緊急支援給付金」という)の申請者が満たすべき要件に該当します。
- ・緊急支援給付金の支給要件の該当性を審査するため、神戸市が必要な住民基本台帳情報等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- ・公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。
- ・神戸市が支給決定をした後、申請の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、神戸市が定める期限までに申請者に連絡・確認できない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- ・申請内容に虚偽があることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合には、支給済みの緊急支援給付金について速やかに返還します。